はすが丘ニュース

第349号
2021年2月1日
はすが丘自治会

会員意識調査(アンケート)への協力のお願い

はすが丘自治会においては、2020年度の行事のほとんどを中止したため、行事費等が大きく減少したことから支出が減少し、祭りの中止による寄付金の減少等があるものの、前年に比べて剰余金が増加する予定です。

剰余金については、2018年度に実施したアンケート調査の結果に基づき、「将来の自治会館の大規模修繕や建替えに備えた積立金については、現在の会費の範囲内でできるだけ積立金を増やすよう努力する」こととされており、毎年、決算時に余裕資金の積み立てをしています。

今年は行事を中止したことにより例年以上の剰余金が発生するという特別な事情があることから、今年の剰余金の処理についての考え方を会員の皆様にあらかじめお聞きし、その結果を踏まえて4月の自治会総会に諮ろうと考えています。

つきましては、このはすが丘ニュースと同時にお配りするアンケートを読んでいただき、アンケートの裏面の回答欄にご記入の上、2月11日までに組長さんのポストに入れていただきますようお願いします。

年末パトロールを実施しました

12月12日(土) 午後5時から6時半までの間、自治会防犯対策部が団地内の防犯パトロールを実施しました。当日は口田東学区の防犯組合と青少年健全育成推進協議会の協力も得て、3班に分かれて団地内を点検しました。公園の樹木の伐採が必要なところや、道路の補修が必要な個所等については、まとめて安佐北区役所に要望しました。

街路灯（防犯灯）が切れていたら

安佐北区役所維持管理課にご連絡ください

電話819-3941　又はFAX819-3964

街路灯のある電柱には右のような街路燈番号を書いたプレートが貼ってあります。維持管理課にプレート番号を伝えても、〇丁目〇番地〇号の〇〇さんの家のそばか確認されるようです。

プレート番号が分からない場合は〇丁目〇番地〇号の〇〇さんの家のそばと伝えればよいようです。

ブロック塀等の撤去補助(広島市の補助事業)について

広島市では平成30年度から、道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で危険性を有するものの撤去費用の3分の2を補助する制度があるそうです。12月に回覧した市の案内では、申請期間が令和3年2月26日までとなっていましたが、今まで毎年予算化されているようです。

ブロック塀に傾きやひび割れのあるものに限らず、塀の高さが1.2mを超えていながら控え壁がないものなども対象となるそうです。実際に対象となるかどうかや申請方法は、広島市建築指導課(☎504-2288)にお問い合わせください。

街区公園の清掃・除草等を行う団体の報奨金制度について

広島市の街区公園では、清掃等の維持管理活動を自発的に行う団体に対して報奨金を交付する制度があります。

必要な活動　・月1回以上の清掃　・5月から10月までの間の月1回以上の除草　・週1回以上の巡回

清掃等に対する報奨金　公園面積0.1ha未満：年30,000円、0.1ha以上0.2ha未満：37,500円　などとなっています。

あらかじめ市に届け出て、毎月の活動報告書提出、遊具などの異常があった場合に区役所維持管理課に連絡することなどが義務付けられています。

関心のある方は、安佐北区維持管理課(☎819-3942)にお問い合わせください。

はすが丘内で、現在活動団体が届け出られているのは、北第一公園、北第三公園、南第三公園の3か所です。

(広告)

浄土真宗 本願寺派
善性寺落合院
☎082-847-4048
広島市安佐北区落合南7丁目13-6

- 「家族葬」が格安でお寺で出来ます
- 「事前相談」をお受けしております
- 「納骨堂」があります ご利用ください

ご葬儀・ご法事・お仏壇(入仏・壇じまい)・お墓(納骨・墓じまい)等 何でもご相談ください

（広告）

Hiroshima Shinkin Bank

広島信用金庫
高陽支店

〒739-1734
広島市安佐北区口田3丁目1-35
TEL：(082)-843-2511
FAX：(082)-843-9219

赤十字募金のご報告

12月に実施した日本赤十字社の募金については、合計171,500円のご協力いただきました。春に依頼がなかったことから赤い羽根の時に倍額を集めたため、赤十字募金は集めなかった組もありました。皆様にはご迷惑をおかけしました。

個別の募金袋を各戸配布し、組長宅へ持参又はポストインする方法に改めましたが、多くの皆様のご協力をいただきました。ありがとうございました。

ゾーン30について

はすが丘団地内の道路は、すべて30km/hに速度規制されています。その中で通学路を中心に「ゾーン30」の表示がされており、2019年5月のはすが丘ニュースでもご紹介しましたが、お問い合わせがありましたので再度記載します。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全を確保するため、速度規制したり道路標示を工夫し、ゾーン内の速度抑制等を図るものです。はすが丘団地内は、主に路側帯を広げたり中央線を取り除いて、視覚的に道路を狭く見せて車の速度を抑制しようとするものです。また、交差点にクロスマークを表示し、事故多発交差点には滑り止め式のカラー舗装を加えるなど、運転者への注意喚起を促す内容の表示をしています。新たな交通規制が加わったものではありませんが、スピードを落として走ってほしいという趣旨だそうです。

犬、猫の飼い方について

「公園は小さい子ども達にとって衛生環境の良い遊び場でなければならない。公園内で犬に糞尿させないよう、また、糞をしてしまった場合は飼い主が必ず持ち帰り、おしっこをした場所には消臭剤入りの水をかけるよう注意喚起してはどうか」との意見が寄せられています。

公園は子どもからお年寄りまで、多くの人たちが憩う場所です。犬の糞を持ち帰ることは当然ですが、小さな子供が安心して遊べるよう、砂場や遊具の近くに犬を入れないようにし、排尿はできるだけ排水溝の付近でさせて水をかけるなど、衛生面での配慮をお願いします。

また、飼い猫についても、猫が屋外で自由に歩いていると、飼い主の目の届かないところで糞尿等で周辺に迷惑をかけることになります。猫も屋内で飼育するよう心がけましょう。

野鳥に餌をやらないでください

住宅地内で野鳥に餌をやると、多くの鳥が集まるようになり、近隣の住宅に糞が散乱したり、鳴き声による被害も発生します。私たち自身の住環境を守るため、野鳥への餌やりは止めましょう。

庭木を適切に管理しましょう

庭木が道路にはみ出さないよう、適切に管理しましょう。とりわけ歩道に大きくはみ出していると、雨の日に車道を歩くことになり大変危険です。庭木がはみ出していることが原因で事故が発生した場合は、庭木の所有者の方が責任を問われることもあります。

（広告）

本格派　炭焼やきとり処
カープ鳥
ひろしま

カープ鳥　高陽店
安佐北区口田3－7－23
☆各種宴会随時受付☆
082－842－8989